

2024年10月15日掲載

弁護士が精選！重要労働判例 - 第400回 雄武町（被災者の職務の性質、昇給状況等に鑑みた逸失利益の算出）事件

雄武町（被災者の職務の性質、昇給状況等に鑑みた逸失利益の算出）事件（札幌地裁 令6.2.6判決）

精神疾患を発症し自死した行政職員の逸失利益の算定にあたり、基礎収入が死亡当時の当該職員と同等またはより上位の職員の給与平均額とされた事例

掲載誌：労経速2547号27ページ

※裁判例および掲載誌に関する略称については、こちらをご覧ください

1 事案の概要

本件は、Yにおいて係長職を務めていたAが平成27年11月ごろ、気分障害を発症し、同年12月9日、Aの自宅で自死したことについて、Aの相続人である妻X1、および子X2、X3、X4（以下、Xら）が、Yに対し、国家賠償法1条1項または民法415条に基づく損害賠償を求めた事案である。

本件では、Aの自死について、平成29年7月12日、地方公務員災害補償基金北海道支部長により公務外認定がなされた。その後、同処分に対する審査請求、および取消訴訟を経て、令和3年9月7日、札幌高等裁判所において、地方公務員災害補償基金北海道支部長による公務外認定処分を取り消す旨の判決がなされ、同判決は確定した。

同判決の確定後、地方公務員災害補償基金は、地方公務員災害補償法に基づき、X1に対し、遺族補償年金1753万9233円および葬祭費用122万8200円を支給した。

X1は、上記金員のほか、地方公務員等共済組合法に基づく公務遺族年金として292万4265円、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金として562万9352円、国民年金法に基づく遺族年金として225万9348円の支給を受けた。

Yにおいて、職員の昇給は、直前1年間における勤務成績に応じて行われ、昇給の号俸数は、同期間の全部を良好な成績で勤務した職員を4号俸とすることが標準とされているところ、Aは、平成23年1月、平成24年1月、平成26年1月、平成27年1月のいずれにおいても4号俸の昇給とされていた。

Aは、平成27年12月9日の死亡当時45歳であり、職員の職務の級および号俸は、4級65号俸であった。

Aが死亡した平成27年当時、Yの行政職員のうち、職務の級が4級で、かつ、65号俸と同等またはより上位の号俸であった職員6名と、職務の級が5級または6級であった職員18名の、計24名における給与の年間総支給額の平均額は738万1574円であった。

本件では、Yの注意義務違反によってAに気分障害が発症し、Aが自死したことに争いはなく、争点は損害額である。

2 判断

[1] Aの逸失利益

逸失利益は、将来の長期間にわたって取得することが想定される収入を基礎とするものであるから、客観的に相当程度の蓋然性^{がいぜん}をもって予測される収入の額を算出することができる場合には、その限度で損害の発生を認めるべきである。

平成27年12月9日の死亡当時、Aの職務の級および号俸は4級65号俸であったところ、Aに予定されていた昇給の見込みを具体的に認定することは困難であるものの、普通地方公共団体の行政職員という職務の性質に加え、Aの従前の昇給の経過からしてその勤務成績が良好であったと評価できることに照らすと、A死亡当時、YにおいてAと同等またはより上位にあった行政職員の給与の平均額である738万1574円をAの基礎収入とすることは合理的であり、相当と認められる。

Aが、死亡当時、妻であるX1ならびに子2名（X3およびX4）を扶養していたことは当事者間に争いがなく、子2名は当時19歳と16歳であり、その後Aに扶養される期間は長くはなかったと推認されるから、生活費控除率を40%とするのが相当である。

以上を下にAの逸失利益を計算すると、5829万8195円となる。

なお、Aの死亡当時、Yにおける定年は60歳と定められていたが（令和3年法律63号による改正前の地方公務員法28条の2第2項、同年法律61号による改正前の国家公務員法81条の2第2項参照）、これら改正によりYにおける定年が令和13年4月1日までに段階的に65歳まで引き上げられること（上記改正後の地方公務員法28条の6第2項、附則21項、上記改正後の国家公務員法81条の6第2項、附則8条参照）、XらにおいてAが定年まで勤続した場合の退職金の増額分を逸失利益として主張していないことに照らすと、退職の前後を問わず上記基礎収入により逸失利益を算出するのが相当である。

[2] 結論

その他、慰謝料、葬儀費用が認められ、損益相殺および相続分を考慮すると、X1につき1737万6588円、X2、X3、X4につき各1609万6335円、およびこれらに対するAの死亡日である平成27年12月9日から支払い済みまで民法所定の遅延損害金の支払いを求めることができる。

3 実務上のポイント

本件は、逸失利益の算定において、Aの死亡当時、YにおいてAと同等またはより上位にあった行政職員の給与の平均額を用いて基礎収入を認定したこと、および、就労可能年数のうち、死亡時に定められていた定年後の期間についても一律に上記基礎収入を用いた点に特徴がある。

逸失利益については、原則として、死亡前の現実の収入を基礎として算出するものとされているが、将来昇給等による収入の増加を得たであろうことが、相当の確かさをもって推定できる場合には、それを考慮して算出することも認められている（最高裁三小 昭43.8.27判決 民集22巻8号1704ページ）。

本件は、普通地方公共団体の行政職員という職務の性質に加え、Aの従前の昇給の経過やその勤務成績が良好であったことを考慮して、Aが勤務を継続していたならば相当の確かさをもって、昇給したと推定できるとして、Aと同等またはより上位にあった行政職員の給与の平均額を基礎収入算出の根拠としたものと考えられる。

私企業においても、降格の定めのない企業の社員や従前の勤務成績によって、今後も昇給・昇格が相当の確かさをもって認められる社員の事例では、本件のように、当該社員と同等またはより上位にある社員の給与の平均額を基礎収入とすることも認められるであろう。

また、本判決では、Aの死亡時の定年年齢が60歳であったものの、後の法改正で定年が延長された点と退職金差額を考慮して、67歳までAと同等またはより上位にあった行政職員の給与の平均額の収入があるとして、逸失利益が算出されている。

現在、高年齢者雇用安定法上、定年は60歳以上とされているが、昨今の少子高齢化とそれに伴う同法の改正の流れからして、遠くない将来、定年が65歳以上となり、70歳までの雇用確保措置が義務づけられると予想されるため、私企業においても、死亡時（事故時）の制度によらず、事実審の口頭弁論終結時点での制度を考慮して、65歳まで一律に基礎収入を認定して逸失利益を算出することが求められる可能性がある。また、そうすると、会社の有効な制度変更によって将来的な賃金が減額された場合にも、それを考慮して逸失利益を算定することも妥当とされ得る。

なお、法改正を前提としても、定年退職後の65歳から67歳までの期間は相当程度収入が下がる可能性が高いところ、本判決では、X1らが退職金差額を請求していないことを考慮してこの部分もAと同等またはより上位にあった行政職員の給与の平均額を算出根拠としている。この部分については、退職金の支払いの有無によって、想定される65歳から67歳までの基礎収入に違いが生じるものではないため（交渉段階であればともかく判決において）、退職金差額を請求していないことを理由として、65歳以前の基礎収入を用いて一律に算定することは論理的ではないと思われる。

【著者紹介】

近藤佑輝 こんどう ゆうき 弁護士法人高井・岡芹法律事務所 弁護士

2018年中央大学法学部卒業。2020年第一東京弁護士会登録、高井・岡芹法律事務所（現・弁護士法人高井・岡芹法律事務所）入所。

共著として、『現場の悩みを解決！退職をめぐるトラブル対応の実務』（労務行政）、『Q&A現代型問題管理職対策の手引―組織強化と生産性向上のための実務指針を明示―』（民事法研究会）等がある。

◆弁護士法人高井・岡芹法律事務所 <https://www.law-pro.jp/>

■裁判例と掲載誌

①本文中で引用した裁判例の表記方法は、次のとおり

事件名⁽¹⁾係属裁判所⁽²⁾法廷もしくは支部名⁽³⁾判決・決定言渡日⁽⁴⁾判決・決定の別⁽⁵⁾掲載誌名および通
巻番号⁽⁶⁾

(例)小倉電話局事件⁽¹⁾最高裁⁽²⁾三小⁽³⁾昭43.3.12⁽⁴⁾判決⁽⁵⁾民集22巻3号⁽⁶⁾

②裁判所名は、次のとおり略称した

最高裁 → 最高裁判所（後ろに続く「一小」「二小」「三小」および「大」とは、それぞれ第一・第二・第三の各小法廷、および大法廷における言い渡しであることを示す）

高裁 → 高等裁判所

地裁 → 地方裁判所（支部については、「○○地裁△△支部」のように続けて記載）

③掲載誌の略称は次のとおり

民集：『最高裁判所民事判例集』（最高裁判所）

集民：『最高裁判所裁判集民事』（最高裁判所）

労民集：『労働関係民事裁判例集』（最高裁判所）

労判：『労働判例』（産労総合研究所）

労経速：『労働経済判例速報』（経団連）

判時：『判例時報』（判例時報社）

判タ：『判例タイムズ』（判例タイムズ社）

労旬：『労働法律旬報』（旬報社）